

会 議 録

会議の名称	第17回小金井市公立保育園運営協議会次第	
事務局	子ども家庭部保育課	
開催日時	平成27年3月24日(火) 午後7時30分～9時51分	
開催場所	小金井市役所第二庁舎 801会議室	
出席者	五園連	東海林一基 委員(くりのみ保育園) 本多由美子 委員(くりのみ保育園) 宮田 優子 委員(けやき保育園) 岡崎 英 委員(けやき保育園) 八下田友恵 委員(小金井保育園) 寺地 理奈 委員(小金井保育園) 市川 朋子 委員(さくら保育園) 小泉 未紀 委員(さくら保育園) 片桐 由輝 委員(わかたけ保育園) 三橋 誠 委員(わかたけ保育園)
	市	川村 久恵 委員(子ども家庭部長) 鈴木 遵矢 委員(保育課長) 諏訪 知恵 委員(保育課長補佐兼保育係長) 前島 美和 委員(くりのみ保育園園長) 海野 仁子 委員(けやき保育園園長) 福澤 永子 委員(小金井保育園園長) 福野 敬子 委員(さくら保育園園長) 杉山 久子 委員(わかたけ保育園園長)
欠席者	なし	
傍聴の可否	(可) ・ 一部不可 ・ 不可	
傍聴者数	10人	
会議次第	1 開会 2 議事 (1)第16回会議録の確認について (2)保育業務の総合的な見直しについて (3)平成26年度 小金井市公立保育園父母の会 意見・要望等について (4)当面の課題について (5)次回日程の確認	
発言内容・ 発言者名(主な 発言要旨)	別紙のとおり	

<p>会議結果</p>	<p>1 開会 2 議事 (1)第16回会議録の確認について 3月30日までに各委員で確認し、委員長において修正の上決定し、公開することと決定した。 (2)保育業務の総合的な見直しについて 市から公立保育所の役割について（資料62）の説明があり、その後質疑を行った。 (3)平成26年度 小金井市公立保育園父母の会 意見・要望等について 市から屋外遊技場に係る基準等（資料63）、のびゆくこどもプラン 小金井（案）抜粋（資料64）、平成27年4月 保育施設等利用申請状況（一次募集）（資料65）の説明があり、その後質疑を行った。 (4)当面の課題について 市から職員の募集配置状況（資料66）の説明があり、その後質疑を行った。また、市から（仮称）保育検討協議会について口頭で報告がなされ、質疑を行った。 (5)次回日程の確認 平成27年3月24日（火）19時30分から開催することとした。</p>
<p>配布資料</p>	<p>1 公立保育所の役割について（資料62） 2 屋外遊技場に係る基準等（資料63） 3 のびゆくこどもプラン 小金井（案）抜粋（資料64） 4 平成27年4月 保育施設等利用申請状況（一次募集）（資料65） 5 職員の募集配置状況（資料66）</p>
<p>その他</p>	<p>なし</p>

第17回小金井市公立保育園運営協議会 会議録

平成27年3月24日

開 会

○川村委員長　それでは、ただいまから小金井市公立保育園運営協議会の会議を開会いたします。
それでは、議事に従って進行いたします。初めに、議事の（１）第16回会議録の確認についてを議題といたします。

第16回の会議録については、3月30日までに委員の皆さんでご確認をいただき、委員長において修正の上決定し、公開することといたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

ご異議がございませんので、第16回会議録については、ただいま決定したとおりといたします。

次に、議事の（２）保育業務の総合的な見直しについてを議題といたします。

資料説明をお願いいたします。

○鈴木委員　保育課長です。それでは、資料62をご説明いたします。公立保育所の役割について（案）です。

本資料は、昨年11月18日に開催された職員団体との拡大事務折衝において、公立保育所の役割についてを案ということで示したところです。その後、1月26日、2月27日の拡大事務折衝で協議を行い、内容については、当局、職員団体との間で一致することを確認しております。

内容について簡単にご説明いたします。

平成27年度から施行される子ども・子育て支援新制度では、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指して、質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供、保育の量の拡大、確保、教育、保育の質の向上、地域の子ども・子育て支援の充実を掲げています。

そして、こうした理念を踏まえ、保育業務は、将来にわたって現行の保育サービスを維持しながら、待機児童の解消や、多様化する子育てに係る市民ニーズにも的確に対応していく必要があると考えます。

基本的な保育に係る部分は、公立、民間とも、児童福祉法第35条に基づく児童福祉施設であり、施設の設置基準、その保育内容についても、厚生労働省が定める基準に準拠したもので、公民それぞれの範囲内での設置、運営となっていることから、基本的内

容に違いはないものと考えています。

そうした中で、それぞれ公民の特徴があるものと考えています。公立保育所の役割は、そうした背景を前提として、公立保育所の特徴を位置づけ、案として公立保育所の役割としてまとめたものです。

お示ししている資料では、大きく三つの役割を公立保育園の役割としています。

1として、行政機関としての役割。

①公立保育所は、市保育行政の方向性に沿った保育を提供する。当然、市の設置する施設として、市の施策の方向性に沿った保育を提供するということです。

②公立保育所は、庁内各課、他の行政機関との連携が比較的容易であることから、児童虐待の早期発見、要保護児童などの支援について、迅速な対応が可能である。また、増加傾向にある心身の発達において特別な配慮が必要な子ども、アレルギーを持つ子どもについても、公立保育所が積極的に受け入れ対応する。

記載したように、他の機関と連携が比較的容易であるという特長を活かし、さまざまな問題を持つ児童、保護者に対して対応を行っていくというものです。

2として、地域子育て支援の拠点としての役割。

①公立保育所の特長を活かし、民間保育所、認可外保育施設等との連携を図り、地域における子育て支援の中核的な機能を果たす。

②在宅の子育て家庭への支援として、一時保育、緊急保育の充実を図る。

③認証保育所、保育室、家庭福祉員その他の子育て支援関係団体とのネットワークの構築を推進していく。

④公立保育所の職員は、市職員として保育行政に携わり、保育需要や課題に積極的に取り組む。

以上四つの項目については、公立としての特徴、中立的である、それから、他の機関との連携の容易さなど、公立としての特長を活かして、地域子育て支援の拠点として役割を果たしていく必要があるということです。

3として、保育施設の拠点としての役割です。

①大規模災害の発生時には、小金井市災害対策本部と連携し保育を継続する。また、公立保育所職員は、市職員として災害対策の活動を行う。

②公立保育所は、情報交換等を通じ民間保育所等との連携を図るとともに、人材育成を積極的に行う。

拠点として位置づけは、災害であったり、民間保育所との連携の核としての位置づけであったり、公立としての果たすべき役割について記載したものです。

公立保育所の果たすべき役割については、以上のような具体的な役割について、現下

の財政状況のもとで、さきに述べた施策を積極的に推進していくために、公民の役割分担を見直し、公立保育所の特長を活かした果たすべき役割を位置づけていく必要があると考え、資料にまとめたものです。

説明については以上です。

○三橋委員長 今、総合的な見直しをやっている中で、まだ全体像というところについては、回答とか、あるいは、新たな整理ということはできてはいないですが、ちょっと部分的にはなりますが、職員団体のほうとは、公立保育園の役割について、これはこれで非常に大事な部分だと思いますが、それについて、資料のやりとりがされているということなので、その情報の共有を、こういった形で我々のほうにもして頂いたという形になっています。

職員団体協議資料で、(案)は取れているんですか。取れていない？

○鈴木委員 この資料は、職員団体との協議の中で出した資料そのままです。内容につきましては、先ほどお話ししたように、3回の協議の中で、お互い一致しているというところで終わっております。

○三橋委員長 では、(案)は取れているということで、確認されているということですね。

○鈴木委員 そうですね。

○三橋委員長 そうすると、これは市としての基本的な考え方ということにはなるものです。一方で、これが父母なり、一般市民の人が見たときに、これで、きょうは報告ですが、何か我々協議会としてというのはまた違った位置づけだと思います。公立保育園の役割というところについて、今このタイミングで質疑とか、「こういうの足りないんじゃないか」というのがもしあれば、今この場ですぐに整理とか何かというわけではないですが、我々の協議会としてどうかというところは、また次の話としてあると思います。

いきなりぱっと見て、すぐこの場で、これの細かいところまで、隅々まで理解するというのは、いろいろ議論があつてのものだと思いますので、難しいと思いますが。

○川村委員長 何か園長のほうで何か補足ありますか。特に大丈夫ですか。

○三橋委員長 何かありますか。

○八下田委員 小金井保育園の八下田です。

1番の①の「公立保育所は、市保育行政の方向性に沿った保育を提供する。」とあるのですが、市保育行政の方向性というのは、保育計画とかならないと思いますが、何か方向性が明記されているものがあるのですか。

○鈴木委員 はい、保育課長です。

八下田さんおっしゃるように、保育計画というのが今ないところです。今回資料を出していますが、「のびゆくこどもプラン 小金井」という子育てに関する総合的な計画を27年4月から今度新たにつくることとなっています。

それから、市の施策の方向性といいますか、ここの記述につきましては、保育施策や子育て支援施策を直接推進する行政が直接、保育所の運営に携わることで、公立保育園から得られる情報をもとに、保育需要や課題などの的確な把握が可能であると考えているところです。そういったものをもちまして、今後の施策に生かしていきたいという意図が入っている部分です。

○三橋委員長 2の④のところ、保育士の方が保育行政に携わるということか、。それとも、課長さんとか、市の職員の方が保育行政に携わる、ということですか。

○鈴木委員 保育行政に携わるというのは、保育園の保育士もそうですが、我々事務方といいますか、そういう職員も当然携わるわけですね。その中で、現場からの状況を我々は吸い上げて、そういう部分についても施策として取り上げていくということは、市の保育行政の方向性として一つあるのかなということです。

○川村委員長 川村です。

八下田さんのおっしゃった①の「公立保育所は、市保育行政の方向性に沿った保育を提供する。」というところですが、当然、利益主導ではなくて、行政として責任を持って小金井の全ての子どもの最大の利益を守り、健やかな育ちを支えるという、そういう方向性であるというのは大前提ですね。はい。

○三橋委員長 はい。

○寺地委員 小金井保育園の寺地です。

今の①番の市保育行政の方向性の中に、保育内容とか、そういった、今まで保育の話だとか、今まで公立がやられてきた内容がここに入っていると捉えていいんですか。それはもう施設として、機関としての役割だけという意味なんですか。

○川村委員長 川村です。

今回「公立保育所の役割について」という資料については、骨子という考え方であって、当然、これに肉づけをしていって、どういうものかというのができ上がっていくのかなというふうに考えていまして、公立保育所の役割についての現時点での骨子であるというようなご理解をいただければよろしいかなと思います。

これが全てではない、当然、肉づけをしていって、こういう細かいところがあるということ、今後、公立保育園の基準等もつくっていく中で、当然できていくものかなというふうに思います。公立の質というんでしょうか、公立保育所の質も今後考えていく中で。ただ、基本的な役割はこのようなことだということで、労使の間で確認ができたということで、はい。

○三橋委員長 若干議論がかみ合っていないと思ったのですが、要は、寺地さんが言われている、今まで議論した保育内容だとか、保育の施策がというところというのが、1の①、あるいは、

1の①に入っていないとすれば、ほかのところで入っていて、それは公立保育園の役割という形で認識されるのかどうかというところについて、それが認識されているのかどうかというところですが。保育の質についてどうですか。

○寺地委員　これは何か、施設、機関として、ハードの部分のほうに重きを置いている気がするんですけど、本当でしたら、公立の役割というところに、ハードとソフトセットで考えられたら、もっと保育の内容、保育の質というものがここの骨子に入っているのかなとちょっと思ったのですが。

○三橋委員長　そういう理解でいいですか。

○川村委員長　どうでしょうね、その辺、園長のほう。そういう理解で。

○海野委員　けやきの海野です。

川村委員長が先ほど「園長のほうで補足ないですか」というふうにおっしゃられたんですが、これは職員団体との交渉の中で、何回か検討されたことで、改めて園長会などで、業務の中で話されたことではないんですね。なので、補足というふうに求められても、この立場で話をしたことがないので、この内容について。

そういう私は認識でいますので、これ、改めて、例えば、園長会の中で話すというような予定があったのか、どうなのか、これから話す予定だったのか、どうなのか、そのあたりが、私はちょっと疑問なので、今、そういうふうな形で「どうなんですか」と振られても、ちょっと発言しにくいなと思いますが。

○川村委員長　労使の協議というのは、当然、代表の方が出てきてくださって話をしている中で、当然、園に持ち帰って協議はしているという、そういう認識でいるんですね。ですので、全くこれについてご存じないということがあっては、逆におかしいのかなという。

○海野委員　知らないというわけではないので、改めて業務の中でこういう形でお話をしたことはないのですが、共通認識であるかというようなことの確認はされていないので、それをここでこういう形でお話するのはちょっと難しいかなというふうに私は思いますが、いかがですか。

○川村委員長　だから、これについてどうこうということは、この場で今、話はできませんが、何か気がついたことがあればということで、ちょっとお聞きしたので、別にこれについてこの場で議論することにはならないのかなというふうに思っています。

○海野委員　議論することにはならないんですね。

○三橋委員長　労使間という意味では、ごめんなさい。

○川村委員長　きょうの議題としては、そのような。

○三橋委員長　それはちょっと、我々の協議会としては、議論できないというのではない。そうしたら、この資料は何なのかという話になる。

- 寺地委員　　これは決まったものではない？何か、先ほど、この案は結構確定で。
- 寺地委員　　これはそうじゃないということですか。
- 川村委員長　　いえ、そうではなくて、労使で確認をした内容ですので、これを知らないということにはならないのですね。はい。
- 片桐委員　　いいですか、発言。
- 三橋委員長　　はい。
- 片桐委員　　わかたけの片桐です。

一つは、今、議題になっている、「公立保育所は、市保育行政の方向性に沿った保育を提供する。」というのが改めて文書で確認されなければいけないというか、確認したくなるというのは何なのかなど。当然、市の保育行政の方向性に沿ってやるものだと思うので、改めてこういうふうに文字として起こして、これを「いいですね」というふうにはやらなければいけない理由が一つ見えないことと。

先ほど、川村委員長のほうから出たように、保育所の保育行政というのは、子どもの福祉、そこを最大考えてというふうに、そちらのほうより具体的な内容だと私は思うので、「公立保育所は、子どもの福祉を最大限考えて小金井は保育所をやるんですよ」という文章がここに出るんだとしたら、文章として確認をしておく意味は理解できるのですが、この文章で行くと、「市の保育行政の方向性に沿った保育をやってください」というこの文章だけを取ると、どんなときにも使えると思うんですよ。

保育の内容的なことにも使えるし、ハード的なところにも使えるし、どちらにも読み方によって、その立場によって好きな理解ができる文章だと私は理解するので、わざわざこんな当たり前のことをここで文章として労使で確認をしたくなった理由というのは一体何なのかなというふうに、一つ疑問があります。

なので、今の②番のほうなどを見ると、より具体的ですよ。 「アレルギーを持つ子どもについては」というふうに、より具体的な、専門的な部分をちゃんと文字として起こしているのに、①番については、先ほどから言うように、抽象的な感じが残っているような気がして、なので、先ほど委員長が言われたように、「子どもの福祉を最大限考えてやるんだ」というような文言のほうより具体的だと思うので、文章として確認するのであれば、そういう文言だったのではないだろうかというふうに私は思うのですが。

- 三橋委員長　　いかがでしょう。
- 川村委員長　　労使の間の協議の中で、当局側、我々が示してくれというような話があって、これをお示しした。そのお示しした中で、やりとりはありました。今、ご質問出たように、①についてどうなんだという質問のあった中で確認をして、この文章になったということなので、この文章がどこに出るものでもないですが、一応、骨子としてこういう形で確

認をしましたということです。

○片桐委員　ただ、文章として確認したということになると、何かあったときに、「このとき確認した、しましたよね」というふうに当然、使うから確認するわけで、労使の関係の中で、いわゆる、先ほど海野園長からあったみたいに、業務の中としてこれを議論したわけではなくて、労使の交渉の中でこれを確認するという。

その状況を考えれば、使のほうから労のほうに、「市の保育行政の方向に沿った保育をやるんですよ、それ確認しましょうね」ってやったんじゃないかなと思うので、この文章、本当に大丈夫なのかなという気が。先ほどから言うように、ハードでもソフトでもどっちでも使える文言だと思うので。

そもそもこの文章だけを見れば、改めて確認をするようなことじゃなくて、当然、市の職員であれば、市の方向性に沿って、その方向性を見出すときに、いろいろな意見の対立があったり、議論が深められていくんだと思うんだけど、この文章自体を見ると、これ確認する必要が果たしてあるものなのかというのは、率直に疑問に思うのですが。

○鈴木委員　この文章を出した経過としては、先ほど来出てくる職員団体との交渉の中で、「市の考え方を示してほしい」という要求が組合からあったんですね。それで、こういう、最初に（案）ですが、（案）として示して、1番の①については、当然、片桐さんおっしゃるように、当然、市の職員ですから、市の施策に沿った保育をするのは当然のことであるのですが、特段そういう「ハードにもソフトにも使える便利な言葉だから入れとこう」とか、そういう判断ではなく、当然のことも載せていると。

もっと根本のところでは、例えば、「児童福祉法に基づく福祉の観点としてはこうして」とか、「子ども・子育て支援法に基づくどうしたこうした」というところまで、本来であれば細かい部分は入れることもあるでしょうけれども、我々行政ですから、法律に従うのは当然でありますので、そういうのは書いていない。

ただ、市の基本的な保育に対する考え方を示すという中で、こういう形でまとめたというところが正直なところで。

○片桐委員　だから、まさしくそこだと思います。「市の考え方を示してくれ」と言っているのに、「市の保育行政の方向に沿ってやってくださいね」って、そこが聞きたかったわけじゃないんじゃないですか、だとしたら。

まさしく、「どういうふうに子どものことを考えて、どんな保育を小金井市はやるかとしているのか、市は考えてるんですか」という具体策のほうが多分聞きたかったんじゃないのかなと、今の話を聞けばなおさら思うという。

1枚目は、さっきも言ったみたいに、②は非常に具体的なわけじゃないですか。「心

身の発達において特別な配慮が必要な子ども」とか、「アレルギーを持つ子ども」というふうに、非常に具体的に事例を出しているわけで、ここの①と②のギャップは非常にあるような気がして。

だから、①で確認すべきことは、やはり、さっき川村委員長が言ったような、そういうところがすごく大事だったのではないか。そこはやはり、小金井市の保育行政として一番基本的なところなんだよという確認をすべきで、1の①で出すのが「保育行政の方向に沿った保育を提供するんです」ということを一番最初に確認するようなことなのかなという、率直に疑問なので。

○三橋委員長　きょうの、先ほど川村委員長のほうから、これが議論するものかどうかというお話もあったのですが、簡単に言ってしまうと、この内容を労使で例えば合意しているならば、その合意していることに対して、あるいは、合意していることが間違っているとか何とか、こういうことを議論することはないですし、この文章はこの文章できちやっっているものなのですね。それは川村さんの言うとおりで。

それに対して、我々協議会がこれをベースにして、どう思っているかとか、どういうふうに今後、考えていくかということについては、それは我々協議会委員の自由ですから、それについては当然、自由に議論してくださいという話だから、そういう意味でいったら、これは当然そうですね。

その中で、きょうこのタイミングで最終的に整理されて、結論出しましょうとかというところまでの議事を進めようということでは当然ないですが、今、片桐委員があったようなそういった指摘というのを踏まえて、きちんと、「では、協議会としては、この表現だとちょっと問題がある」とか、「こういうのがどうか」というところを整理した上で、きちんと次の、第三者にわかるような形にしておく必要があるということだと思います。

それがまずたてつけとしてあった中で、今、「市保育行政の方向性」という言葉の持っている意味なり、解釈なり、1の①のところですよ、で、どこまでが常識で、どこまでが書くべきものなのかということ、非常に判断というか、考え方はあると思います。

先ほど言った、法律のところについて当たり前というんだけど、法律については理解しているところかという、35条は僕だってわからないですし、子ども・子育て法の中の趣旨なり何なりというのも、先ほど課長さんが読み上げてくれたのでわかるようなところもあったりするので、これが誰向きに、どういうふうな形で見せるのかということだと思いますし、川村さんが言うように、「子どもの最大の利益」とか、そういう言葉というのも、非常に意味がある言葉だと思いますので、整理の仕方次第だと思

います。

では、ここで言った「市保育行政の方向性」というところが、前々から言われているとおり、市のほうできちんと整理というか、確認というところがないので、それがいいほうに使われるのか、悪いほうに使われるのかちょっとわからないというところでそういった話になっていると思うので。

当然、公立保育所の役割なので、「公立保育所は」という観点で見たときに、民間と何が違うんですか、民間とどこが違うんですかというときに、民間だったら経営者だけれども、市だったら市の行政であり、さっき言った中立とか公平というのを非常に考えていますというのであれば、それはそれで、そういったような書き方だと思います。

ちょっと、誤解が招かれないような書き方なり、例示したものだったら、「市保育行政の方向性」といったら、「のびゆくのここを指しているんです」とか、あるいは、「園のほうからの声をちゃんと吸い上げるようなやり方というのが市保育行政の方向性なんです」というような、答弁では今幾つか言っていたと思いますが、そういうところをしっかりとわかるような形で肉づけなり、あるいは、解釈できるようにしていかないといけないのでしょうか。

もう1点あるのは、寺地さんが言われた、僕もこれざっと読んでいって、やはりハードというか、どちらかというわかりやすいというか、形式的なところが多いかなと思ったのですが、質の観点というのがどうしてもわかりづらいというか、見えづらいところだと思うんですね。そういったところを、どういうふうに質を担保していく、公立保育園の質というのは何なのかというところを含めて、そういったところが出てくるような形にしたほうがいいのかなど思ったりはしました。

そのあたり、1の①の中にそれが含まれているということであればそれでいいですし、そうではなくて、地域子育て連携の中で保育の質というところも考えていくんだという話があるのであれば、そういったところに入っているという形だと思います。

単に「連携を図る」とか、「充実を図る」とか、「課題に取り組む」というと、やはり、どういった方向性とか、どういった内容なのかというのが見えてこないというところがあったりするので、そういうときに、先ほど言った、それは「のびゆく」なのか、保育内容なのか、そういったものがちゃんと示されていたほうが、では、具体的に、ソフト面でどういったことをやるのかというのを見せてくると思いました。

できたら、こういったのも踏まえて、本当はちょっと、コンサルとかがいたら、たたき台とか、もう一回つくり直してもらったりとか、あるいは、事務局のほうで、事務局は今、市のほうで対応されてるんで、それをまたさらに直すってなかなかしんどいような感じがするんですけどね。

- 鈴木委員　　これは情報提供です。
- 川村委員長　　確認した内容ですので、これが表に何か製本されて出るというのではなくて、一応、労使の中で骨子として確認をしたということで、「ここはどういうことだ」というご質問を今いただいたりとか、ご議論することはいいと思いますが、そういう内容ということで。
- 三橋委員長　　わかる。僕言いたかったのは、協議会として何か中間報告なり何なり出すという意味でいったら、そういったものを、誰かが修正案をつくるなり、あるいは、追加で報告するなりということをしなければいけないと思いますが、我々だけでやるというよりは、できたらそういう作業するような方がちゃんといるといいなと思ったりするのですが。
- 寺地委員　　すいません、小金井保育園の寺地です。
「この資料は外に出ない」とおっしゃるじゃないですか。でも、もうここに資料に上がって出ているので、ホームページには載りますし、外には出ますよね。
- 川村委員長　　それは資料公開してますからね。
- 寺地委員　　議会の中で資料請求されれば、資料として出しますか？
- 川村委員長　　出します。
- 寺地委員　　ですから、これを確定案として、決まったものであるということでされてしまうと、これがやはり、この骨子案がこのまま走っていくと思うんですね。幾ら外に出ないとおっしゃっていても。
ですから、やはりこの1番は、ちょっと今、今までの質問が上がったように、具体的に明記するべきではないのかなと思いますけれども。
- 川村委員長　　ですので、労使の協議もしていく中で、そのような肉づけをしていくということも考えられます、当然。質の話にもなってきますしね。これが役割、今度ソフト面の小金井の保育の質であるとか、そういうところの話も今後していくというふうに考えているんですね。
- 三橋委員長　　あとは、海野さんおっしゃった、役所の中でどういうふうにかういったものが決定されていくのかというのが、労使交渉の中で、労と使で代表者が出ているんだから決定だというやり方なのか、それとも、通常の行政の業務のオフィス箱の中でかういふのが出てきて決定するのかということについては、それは我々が関知するところでは正直ないところであるので。
ただ、そこはきちんと整理してというか、共通認識を持ってやっていくという形で、逆にここの中でしっかりといい議論ができたらいいなとちょっと思ったりはしています。
この計画、(案)は取れているということでもいいんですか。
- 川村委員長　　そうですね。

○三橋委員長　そこだけはちゃんと認識を常にしておかないと。(案)が取れてないというんだったら、取れてないというふうに我々も認識しますし。

○川村委員長　(案)が取れてるということで。確認はされてるということです。11月の何日か。

○鈴木委員　2月27日ですね。

○杉山委員　わかたけの杉山です。

ここに書いてあることについては、一応、お互いに確認しましたというところは間違いはないですが、今いろいろ質問とかお聞きしていただく中で、単純に、単純過ぎたかなというふうに思ったりもするんです。

私たちも市の職員なので、市の保育行政に沿ってというところは当然であろうというところで流してしまったかなというところはありますが、やはり、再三、部長や課長が言われているように、これは骨子であって、肉づけをしていきますというところは、その時点でも確認はしているんですね。これが全てではないと。

というところでは、これから先、保育の質について、ハード面じゃなくて、ソフト面のところについても、きちんと盛り込んだものに肉づけをしていくというところで、もともとのたたき台的な形で、たたき台とは言わないのかもしれないですが、していくものであるというような認識です。これが全てであるというふうには、おっしゃられているように、私たちもそう思っていない。

○寺地委員　いいですか。小金井保育園の寺地です。

ちょっとお願いがありますが、労使の中で決められたというところに、利用者の声が入らなければ、ソフト面もハード面もそうですが、これから肉づけしていくと言われても、ちょっと、何かまた、利用者はかやの外か、みたいな、保護者はかやの外なのかって思ってしまうんですね。

ですから、今、官と民の役割というのがすごく、私は議会を見ても出されていて、公立の役割というのが本当に重要視されているので、このソフト面はもっとこれから具体的に、保護者の声も盛り込んだ上で、肉づけしていってほしいなと思っています。

○三橋委員長　それは具体的にどのようなやり方でしょうか。例えば、各園ごとに園長先生から聞くような。あるいは、この場も一つ利用者の声といえば利用者の声の場ではあるので、それで協議会としてまとめた、利用者と、あるいは、市や園と一緒にやって考えたものですという形も一つだと思いますし、この場で言ったことを逆に盛り込んでいただいて、肉づけしていただくというのは、それはそれで一つというような考え方があるとは思っているので。

○寺地委員　今までこの協議会の中で、保育の質だとか、いろいろ、それだけでは足りないと思いますが、出されてきたじゃないですか。だから、そういった内容も、保育の質について

は、こちら側の保護者はいいと思っているというか、関心が高かったものだと思っているんです。

だから、今までやってきたものも踏まえた上でということで、もっとよりよくしていきたいなということなので、これから新しくまた利用者の声、新しくでもいいですが、保護者の声を集めて具体的に肉づけしていくというのは、それはそれでいいのですが、今までやってきた内容もあるので、せっかく今まで保育の質を説明していただいたのですから、それまでも無駄にはしたくないのでという思いです。

○三橋委員長　　すいません、やっぱり、工程表があって、公立保育園の役割についても協議会の中で議論するという形になっているのですが、どうしても単発、単発というか、市側から、労使のほうでこういうことが出てきたやつについて、その場で都度都度話すような形になっちゃっているんで、体系的な話ができていないんですよ。それは僕もちよっとすごい反省というか、やり方として残念、僕自身が反省しなくてはいけないと思っています。

本来であれば、ちゃんとスケジュールを決めて、きょうはこの議論で、せっかくここまで議論したのであれば、今、せっかく市のほうからこういう点ありました、我々として意見をつけて、「では、協議会としてこういうふうにしていきましょう」みたいなところがあって行くべきだと思うので。

ですので、総合的見直しのところの議論が、ある程度整理というか、まとまるような方向性が、大体論点が明確になってくれば、こういう資料についても一個一個協議会としてまとめていくということができたらいいかな。

そのための一つのたたき台というか、市のほうから出してくるのは非常にありがたいことなので、これ自体が先ほどから悪いか何とかということではなくて、これをうまく我々としても議題として議論していければなというところだと思います。

○川村委員長　　そうですね。うまくまとめてくださいました。

○三橋委員長　　いえいえ。

○片桐委員　　もう一ついいですか。2番の①の「公立保育所の特長を活かし」というふうにあるのですが、公立保育園の特長というのは、何か具体的に今、こういうものが特長だというふうに思っているものがあってこういう書き方をされているのか、特長は、それこそ、これから何か特長化を肉づけしていくものなのか。

2番の④番で行くと、保育需要や課題に積極的に取り組む。ここも市の職員として保育行政に携わり、積極的に取り組む、ここは当たり前だと思いますが、ここにある保育需要や課題というのは、ここでの課題というものは、どういうものを課題とするのかというのは、何か具体的にあるんですか。ここもこれから肉づけする部分？

○鈴木委員　　まず、特長というのは、この特長は、特にすぐれている点という意味の特長です。で、1番の②にもありますように、庁内の機関、他の行政機関とつながりやすいというのは、民間と比べると、特に連携しやすいと言えると思います。まずそういう点が1点。

○川村委員長　　特長というのは、

○鈴木委員　　特長というのはそれですよ。

片桐さん、2問目何でしたか。課題についてでしたか。

○片桐委員　　④番のところに挙がっている課題というのは、具体的に何かこういうことというのは、

○鈴木委員　　課題ですね、すいません。課題につきましても、1番の②のほうにありますような、要保護児童であったり、アレルギーであったり、あるいは、特別な支援が必要な児童であったりという部分について、積極的に取り組みたい課題として認識しているということです。

○片桐委員　　基本的には、やはりシステム的なことですかね、ここで確認したということは、

○三橋委員長　　どちらかというところという感じですよ。制度とか、仕組みとか、そういうところについてが基本でしょうか。

○片桐委員　　そういうことを確認したという感じになりますか。

○三橋委員長　　そういう形に読めますよね。

○片桐委員　　なので、1番の①が僕はやはり気になるということです。大体わかりました。

○三橋委員長　　ほかありますか。よろしいですか。

では、これはまた、当然、どこかで整理する形になると思うので。この段階では、こういうことが今論点、課題としてある。市なりのほうで考えていることは、こういう形でということが示されていることだと思います。

では、次の議題に。

○川村委員長　　そうですね。今後、この協議会で、質についてもっと、協議会として何か作成するのも一つかというふうに思いますので、それでは、これについてはよろしいでしょうか。はい。

それでは、公立保育所の役割については終了いたします。

次に、(3)平成26年度小金井市公立保育園父母の会 意見・要望等についてを議題といたします。

資料の説明、お願いします。

○鈴木委員　　はい。前回、待機児童の議論の中で、屋外遊技場の件が話題となりました。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準、一般的に最低基準という言い方をしますが、そちらの中の記載で、園庭のない、屋外遊技場のない施設でも、近隣、代替の場所があれば認可されるという中で、その規定はどのようなものかというようなご質

問がありましたので、今回、資料として、資料6 3、屋外遊技場に係る基準ということで抜粋させていただきました。

上のほうの囲みにつきましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準として、昭和23年12月19日に厚生省令第63号として出ているものです。

その記載が、32条の第5号で、満二歳以上の幼児を入所させる保育所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号及び第94条第2項において同じ。）、調理室及び便所を設けること、とあります。

この記載がいつから入っていたかということをやっと調べてみたのですが、厚生省令の63号が出たときに入っていたようです。最初からある基準ということですが。

その後、下のほうの囲みにありますように、平成13年3月20日、雇児保第11号ということで、厚生労働省から、地方自治法に基づく技術的助言として通知が出ているものです。こちらについては、屋外遊戯場についてももう少し細かく記載をされている内容ということで、最低基準、設定された当時から、昭和23年からこの規定があったということをご報告させていただきます。

それから、続いて、全部資料まとめて説明してよろしいですか。

それから、資料64号として、「のびゆくこどもプラン 小金井」の抜粋ですが、保育に関連する部分についてご説明をいたします。

本資料は、この前の3月19日に開催された子ども・子育て会議において提出した「のびゆくこどもプラン 小金井」、小金井市子ども・子育て支援事業計画の抜粋です。

この計画は、27年2月2日から27年3月2日までの間でパブリックコメントを行い、寄せられた意見や、委員の意見を受けて、平成27年4月からの5カ年の計画として策定するものです。

抜粋ですので、41ページからのページになりますが、量の見込みとしまして、まず、平成26年3月に実施したニーズ調査の結果を踏まえ、認定区分ごと、1号認定、2号認定、3号認定の認定区分ごとに量の見込みを定めています。

次の42ページでは、計画期間の年齢別の児童数の推計を記載しています。

次の43ページでは、2番として、提供体制の確保と実施時期について定めています。計画期間中の平成27年度から平成31年度までの各年度の必要利用定員総数確保の内容、過不足を表としています。詳細については資料をごらんいただきたいと思います。

44ページでは、保育認定の2号、3号の認定の保育所利用希望について記載しています。おおむね計画上では、表を見ていただければわかるとおり、平成29年度に認定区分ごとの過不足が解消される計画となっています。今後、この計画に沿って、必要利用定員総数に対応した定員の確保、施設整備を進めていくこととなります。

説明については以上です。

それから、次、資料65です。こちらにつきましては、前回も待機児のお話の中で、園ごとの倍率がわかるものというようにお話がございましたので、これはホームページにも掲載している資料ですが、昨年の12月5日現在の一次募集の利用の申請状況の表です。

こちらにつきましては、下のほうに※が三つありますが、全申込数の欄は希望された述べ人数です。なので、複数希望園がある場合は希望の数の人数が延べとして出てきています。

実際の一次募集の申込者数としては、資料の右肩の計の欄にありますとおり、799人。ただし、この799には、認証保育所から認可保育所へ移行する場合、第1希望でいただいた方は継続での通園が可能としている部分の数字については除いています。その数字を含めると、大体890ぐらいの実申込者数となるということになります。

以上です。

○川村委員長 資料の説明が終わりました。何かご質疑ございますでしょうか。

○東海林委員 よろしいですか。くりのみの東海林です。

屋外遊技場に係る基準等をちょっと教えていただきたいのですが、今、公立の園は、みんな園庭はいわゆる隣接してあるという理解でよろしかったですか。

○鈴木委員 公立園は全部園庭があります。

○東海林委員 そうですか。今、先ほどの、総合的見直し等の労使協議がなされているというお話で、いわゆる園庭が園に隣接してあるということについて、何か話されていたりとかいうのはあるんでしょうか。

というのは、僕はイメージとしては、園の中に、同じところに園庭があるというのはすごくいいことのように思いますが、公立、小金井は公立園がそういう状況で来れたわけですね。そのことについて、よかったとか、そういった話とかって何か出てはいないんでしょうか。

○鈴木委員 総合的な見直しの労使協議の中では、今、東海林さんおっしゃられたような園庭が隣接というか、同じ敷地内に建物と園庭があるというのについて特段、議論、意見等出たことはありません。

○東海林委員 そうですか。この運営協議会の中で、小金井の保育園の質というのを議論していくのがあると思いますが、一つテーマとしてはいいのかなとちょっと思ったりもしたのですが。認可というだけだと、隣接というところまで求められていないということなんです。昭和23年の時点から。

ただ、何かイメージすると、ワゴンで行くのと、建物を出てすぐ子どもたちが遊べる

って、実際の保育の現場だと大分違うんじゃないかと想像するのですが、その辺がうまくまとめられると、小金井の公立、公立に限った話になっちゃうかもしれないですが、保育園の質ということが言えるのかなとちょっと思ったりしたのですが。次回以降というところですが。

○三橋委員長 ありがとうございます。

○片桐委員 わかたけの片桐です。

この留意事項のほうですが、平成13年3月20日にこれが出た背景は何かありますか。わざわざこれを出した背景が多分あるんだと思うんですね。出たという事実よりも、なぜこれを出さなければいけなくなったのかということの事実のほうが、僕は大事なのではないかと考えています。

すいません、僕もこれを見るまでは、認可保育園って当然、隣に園庭があるもので、どこかで規定が変わったんだろうとと思っていたのですが、それが最初からこうだったということになると、どこかで、僕も保育園っ子なので、自分が行ってた保育園も当然、園庭がありましたし、小金井ではないですが、園庭がない保育園って無認可保育園以外僕は知らなかったの。

最近になって園庭のない認可保育園ができていくということで、先月も話しましたが、近くの公園で3園がバッティングして、どれが自分の園の子だかわからないから色違いの帽子をかぶらせているとかいうのが新聞に出るようになって、問題になっているわけなので、多分どこかでこれを出して、園庭があることが多分当たり前だったんじゃないかなと、歴史的な流れの中で。

法律はどうあったか。法律は最低基準を決めているだけなので、その中でどういうレベルで運営をするかというところが、地方行政には当然求められていることですので、これに縛られていないで、「とりあえず保育園つくりなさいよ」と言わざるを得なくなった背景なのだと思います。

これが出るまでに、園庭のない保育園が、全国にどれぐらい認可保育園があつて、これが出た後にどれぐらい園庭がない保育園ができて上がったのかというところが、実はすごく大事だと僕はこれを見て思ったので、できればそういう資料も一緒に出していただく必要が、「こういうものが出たんだよ」という事実を知ることよりも、その背景を知ることのほうが、質を議論する上で重要だと思います。

○宮田委員 けやきの宮田です。

都型認証保育園の根拠になってるんじゃないですか。都の認証保育園って園庭ないですよ。

○鈴木委員 認証保育園？

- 宮田委員 認証保育園の、これが根拠になってるんじゃないですか。A型でしたっけ？
- 鈴木委員 まず背景についてですね。平成13年3月20日に出ているのですが、件名といいますか、文書の件名が上に下線を引いてある「待機児童の解消に向けた児童福祉施設最低基準に係る留意事項等について」という記載ですので、こちらについては待機児童解消を目的として発出された文書です。
- これは抜粋なので、この上に本文があるのですが、保育に欠ける児童が円滑に保育所に入所できるよう、これまで各般の施策を講じ、貴職初め関係者においても尽力されているところであるが、この間も保育需要はさらに高まってきており、これに対応して市町村において、待機の状況がある場合には、地域の実情に応じつつ、保育サービス量の拡大のために一層の取り組みを進める必要がある。という文書が入ってきています。
- 基本的には、これは待機児解消のために施設をつくりなさいと。施設、保育所の拡大を図りなさいというような目的の文書なので、そういう意図が、背景があるということです。
- 一番最初の23年の基準ですが、正確かどうかですが、聞いた話によると、当初はお寺さんであったり神社であったりが経営されている保育園が多かった。自分のところの境内、寺所を使って園庭がわりに使っていた。それが、認可制度ができたときに、新たにそれを確保しなくても、隣接している寺所の活用ができるということで、こういう規定が入ったのではないかと、ということも過去に聞いたことがあります。
- 片桐委員 そうすると、その当時あった、そういう保育所みたいなものを、新たに何かいろいろ整備しなくても、今までやってきたそういうものがあれば、それでいいですよという、そこをきちんとその当時認める必要があったので、こういうふうになっていると、背景がある。
- 鈴木委員 というように私は過去に聞いたことがあります。正確かどうかは不明ですが。今回の13年の文書については、お話ししたように、背景として、待機児解消で、都市部についてはなかなか利便性の高いところに一定の規模の土地を確保して保育園開設するのは難しい。となると、駅に近い利便性の高いところでも開設できて、付近に公園があれば認可として認めましょうという方向性が今示されているのかな、背景としてはあるのかなというふうに思います。
- 片桐委員 そうすると、その現状に合わせた第32条を、その当時のそういう施設があったものに合わせて、それが新たに土地を取得しなくても、そういうものでかえられるというふうにするために、この括弧書きがあるということですね。
- 鈴木委員 そうです。
- 片桐委員 時代が変わって、園庭を確保して保育所つくることが困難になったから、困難になっ

ている状況で、逆の使い方をしているということですね。

○鈴木委員 そういう部分はあると。

○片桐委員 当時、多分そんなに保育所も、子どもを預けるという、今のようによく保育園児がいたわけではないと思うので、圧倒的に専業主婦の方が多かったでしょうし。だから、背景としては、最初の文章の使われ方と、今の使われ方は、若干アクセスの方法が違うというふうに感じますけれども。

○鈴木委員 駅周辺とか、そういう、なかなか一定の土地を確保できないような状況のところでも、保育園ができれば、そういうところに欲しいという方もいらっしゃるんですね。駅に近い保育園がやはり人気が高いというのがありますので、そういう部分もありますから、片桐さんおっしゃるような部分もあると思いますし、駅周辺、ニーズが高いところに建てるという意図もあるのかと思います。

○三橋委員長 この議論というのは、今この話が出てきたというのは、待機児童の話をしていく中で、やはり量と質の関係のバランスがあって、どうしても待機児童でこれだけいろいろと厳しい状況になってくると、質の議論というのは大事になってきていて、その一つの象徴として園庭の話があるというのが前回の議論だったと思います。

この園庭の件が、それがさらに、先ほどの東海林さんの話ではないですが、小金井の保育の特長だとか、あるいは、それがどういうふうな保育の質につながっているのかというところについては、僕もものすごくそれは大きな話だなと思っています。僕自身もそれこそ、市外ですが、保育ママに預けてにいたりとか、園庭がないような園とかにいきましたし、小金井に来てすごくそれはいいなと思っていました。

一方で、園庭がないところは園庭がないところで、あるいは近くの公園を利用して努力をされていて、それで、本当に屋上を使って、立派に運動会とかお遊戯会をやったりとかという形で、それはそれでまた違った保育をされているというのもあったりするので、それは一つの特徴というか、キャラクターという意味ですが、特徴として、小金井の今の公立保育園というのは非常に、園庭に関してはすごく恵まれていると思うし、すごくそれはいいと思いますし、それが、それこそ、みんながそろわなくても外にすぐに出られるような環境がある。

やはりみんながそろって外に出られないとか、それだけでも時間をロスしたりとか、という話もあったりすると思うので、そういうのは一つのポイントというか、いいところだという形で捉えていいのではないかと思ったりします。

そういったことを踏まえて、我々のほうも、保育の質なり、我々の保育ニーズというのも考えていかなければいけないのではないかと思ったりしますが、質というか、ハードの話と、待機児童の話というのは、非常に大きな話です。かつ、そ

の中で、公立保育園というのがどういうふうな位置づけなのかというところで、間違いなくそういうところはいいところだと思いますので、認識していったらいいのではないかと思います。

加えて、今、資料64とか65というのも出てきたので、64などは、平成29年には待機児童が解消すると言われていますが、近い将来には待機児童が解消する。特にことしなどは、もう4歳児、5歳児のところでは、欠員が4月の段階で、すぐ埋まるかもしれないませんが、欠員なども出てきている。

僕も何年前に欠員が出たときは、それだけでも結構びっくりというか、そのときさくらだったと思いますが、欠員が出たりとかして、ちょっと時代が変わったんじゃないかぐらいの感じでした。そのときは、公務員住宅ができたので、またすぐに待機児童になっちゃいました。

そういったところも含めて、待機児童がいるとかいないとか、欠員するかしないかによって、保育のやり方とか、募集の仕方も全然変わってくると思うので、そういったところ、我々のほうも認識しておく必要があるのではないかと思います。

65のほうも、倍率高いところはどこかという、やはり駅前関係がかなり倍率高いのかなという感じがしますね。利便性の観点でしょうかね。これも多分、おいおいいろいろなところで出てくるかなと思っています。

何かほかにも、資料関係で。

○寺地委員 園庭の確保が難しいというのは、駅前で確保が難しいというのはわかるのですが、でも、駅近で、さらに、小金井保育園のように、園庭があって駅が近いということが一番ニーズが高いと思う。0歳においては12.3、一番高いですね。

○三橋委員長 そうですね。

○寺地委員 ですから、多分、保護者にとっては、やはり駅、利便性は確かにニーズ高いですが、園庭があるということは、セットとしてニーズがあるということで、考えるべきなのではないかと思うので、必ずしも駅近いから園庭がなくっていいというふうには、仕方なくそういうふうを選んでいくというほうが高いのではないかと。セットですよ。園庭と。利便性はもちろん。

やはり、待機児童のために、平成13年3月20日に出たものがあるのですが、前回たしか、待機児童解消のために定員枠をふやしてという話が出たんですね。緊急枠。これも同じように考えられるのかなと思って、園庭ないのは緊急枠なのかな。

ですから、やはり待機児童を解消するのが大事なのですが、解消したらでは元に戻るのかと考えたら、元に戻らない気もするんですよ。その辺やはり、緊急だからといって質は後回しという考え方は、どうしようもない部分もあるのですが、改めていかない

といけないことなのではないかとちょっと思ったのです。

○三橋委員長 ありがとうございます。

○八下田委員 27年の申し込みか、実申込者数が799と資料65でいただいて、前回のこの場でも話出たのですが、去年より減っていますということで、承諾届が去年は四十何%しか出せなかったけれども、約半数、50%くらい出せましたという鈴木課長の話があったと思いますが、何で急に減ったんだろうというその理由が、市としてどう考えていらっしやるのかなということが一つあって。

私が思うに、小金井ってワーストを記録更新していて、保育園に子どもを入れる家庭、そういうのを見て家を引っ越すタイミングで探したりとか、入りやすいところに引っ越そうとか、そういう方もすごく多いので、去年より減ったというのはすごく不名誉なことだなと思って、私はその数字を見てそう感じたのですが、どういうふうにお考えのかなと。

○鈴木委員 ちょっといいですか。さっきも説明の中でお話しさせていただきましたが、今回、一次募集の実申込者数799で、昨年よりも、昨年806でしたが、減っているというお話をさせていただきました。ただし、認証保育所に通っていて、第1希望のみで認可に継続していただけるという形で、今回、認証保育所の在園児の処遇を検討して対応しているところです。それを合わせると890です。

今までも、認証保育所に在席していて、4月の申し込みで認可に一次募集から申し込みんでくる方もいらっしやいますので、減っているわけではなく、逆に増えている部分がございます。

利用の割合が、前回ざっくりでしたが、平成26年度承諾と言いましたが、37%です。入れた方が。入れなかった方が63%。ことしは、入れた方が55%、利用不可だった方が45%という形で、改善はされてきているところです。なので、決して減ってはいないということで、そこは。

○三橋委員長 実質的な倍率が幾らなのかというところが資料から言いにくいところがあるのかなというところだと思いますね。

○宮田委員 すいません。これって、平成16年の入所のときに、第1希望だけの数字が出ていたんですよ。私の長女が保育園に入園するときの話ですが、第1希望だけで募集数に対して何人という数字があって、それが、次の次女のとき、平成18年生まれですが、19年に入所のときにその表がなくなっていたんです。今の形で全申込数しか出てこなくなって、「第1希望の人の数数えてないんですか」と言ったら、「数えていません」とそのとき言われたんですね。

3年の間に、どうして第1希望のみの集計をしなくなっちゃったのかがちょっとわか

らなくて、どこにも聞けないでずっといるのですが、これ、全申込数だけ出しても、結局、さっき三橋委員長が言ったように、純粹に何人申し込みんでいるのかという実倍率が全くわからなくて、何のためにこの集計を出しているのかなという全然見えてこないのですが。

この倍率、全申込数、結局、第1希望から、第5、第6ぐらいですか、その希望を全部延べで取ったところで、この倍率は何の意味があるんだろうと私は相当思って、いつも不思議だったのですが、どうしてこの数字になっちゃったんですか。平成15年、16年までは、第1希望だけの数字を出していましたよね。

○諏訪委員 　では、すみません、よろしいですか。保育課、諏訪です。

この数値に関しましては、全申し込みに対して、今年に関しましては、第1希望から第5希望まで希望できるというもので、お一つ書かれている方もいれば、五つまで書かれている方もいらっしゃる現状の中で、必ずしも第1希望が優先されるという選考ではございませんので、あくまでもそういった形で全申込者数という形で出しているのではないかと、ちょっと推測になりますが、そういった形になります。

○三橋委員長 　旧基準と新基準の話がありますね。昔は旧基準で。

○諏訪委員 　待機児ですか。

○三橋委員長 　待機児。

○諏訪委員 　はい。

○三橋委員長 　それで、旧基準だったら。転園希望も入っていましたよね。

○鈴木委員 　旧は認可。

○三橋委員長 　認可だけか。

○諏訪委員 　そうです。

○鈴木委員 　認可希望で入れなかった方。

○諏訪委員 　そうです。

○川村委員長 　新基準は一緒であると思います。認可外も含めて。

○三橋委員長 　はいはい。

○川村委員長 　そういう基準の。

○三橋委員長 　そうしたらまた。

○川村委員長 　そうですね、ちょっと違いますね。

○三橋委員長 　実質倍率で行くと414が、募集数が410として、実申込数が799だから、大体2倍弱ぐらいなのかなというふうに見ているのですが、これが仮に去年どうだったのかというところで、実申込数はほぼ横ばいなんですか、今の話だと。ふえているとか、減っているとか、さっき実申込数に関して言われていましたが。

- 鈴木委員 去年は806ですね。12月の一次募集締め切りの。
- 三橋委員長 ほぼ横ばいぐらいの数字だったということですか。募集数はどれぐらいだったんですか。
- 鈴木委員 募集数は、すいませんが、手元に資料がない。
- 三橋委員長 前回もその話をしたと思いますが、要は、定員がふえました、ふえましたと言っているんだけど、それというのが、単に弾力化枠を定員に含めたから定員がふえましたというところで、数百人ふえたとかという話があるけれども、実際、本当実質的にふえたのはどれくらいなのかというのが見えていないという話があります。
- 鈴木委員 では、26年4月1日と27年4月1日の、募集数ではないですが、実入所者数がほぼイコールと言ってもいいかもしれないですが、実入所者数の数字をちょっと拾ってきたので、ご報告をさせていただきます。
- 民間の認可保育園が、実入所者数が882。それから、認可公立が566です。27年4月1日、これも見込みですが、現時点で、認可の民間が1,069、公立の認可が555ですね。
- 三橋委員長 この差分というのが、実際に枠としてふえた分であると認識すればいいですか。
- 鈴木委員 そうですね。あと、今回、新しい制度で小規模とか家庭的保育事業が認可施設になっていますので、それを合わせますと、26年4月1日が1,448、実入所者数ですね。27年4月1日の見込みが1,693で、245実入所者数でふえているという状況ですね。
- 三橋委員長 245名ふえて、それで倍率というか、申込者数がほぼ横ばいということであれば、それだけ倍率が下がったということ考えていい？
- 鈴木委員 倍率は下がったと言えます。
- 三橋委員長 とりあえず申込者数は横ばいだけれども、入れる人の数というのは245名、実質的にふやしたというところで、若干余裕が出てきたというところが実態ではないかということ。
- あとは、繰り返し、寺地さんの話になりますが、先ほどのコメントですが、質の話、園庭の話の中で、やはり寺地さんおっしゃるとおり、駅前のところについて、できるだけそういうのが、質の議論という形で、緊急的なものではないかというお話があったと思いますが、それもこれも、やはり待機児童があるからどちらが優先なのかという議論が出てくると思うので。
- それが29年とか30年だと条件も変わってきたりとかすると思うので、そういうことを踏まえて、今から質の議論というのも逆にできてくるようになるのではないかと思います。そのあたりを踏まえて、この後の計画なり、もう一つ方向というのが見えて

きたらいいなと思ったりしました。

すいません。元に戻ると、倍率というのは、さっきも言ったとおりにかなと思います。

○川村委員長 では、ほかに何かございますか。よろしいですか。

○片桐委員 すいません。さっき言った、第1希望がどれぐらいいたのかというのは、当然、申し込みの書類が廃棄されるわけではないと思うので、出そうと思えば出せる話ですよ。そんな難しい話ではないかなと。

第1希望で入った人たちがどれぐらいいて、それこそ第3希望で入った人が何人いてという、そういう現状をつかむことが実は大事なのではないのかということと理解したのですが、宮田さん、いいんですか。

○宮田委員 はい、そうです。

○片桐委員 なので、何年かさかのぼってデータを出すことも、別にそんなにつらい話では。そもそも、だって、800人ぐらいしか、800枚ぐらいしかめくらなくていいわけでしょう（笑）。僕の感覚から行くと、800枚ぐらいでしょっていう、自分の仕事から考えると、800枚ぐらいでしょっていう気がするので、別にそんな大した話じゃないと単純に僕は思っているだけです。

昔みたいに手紙で紙に書いてというわけじゃなくて、それこそエクセルに打ち込めば数字何々出てくるわけだから、第何希望で決まった人だって、パーセンテージだって多分すぐ出てくるんじゃないかというぐらいに思ってるんで、もし本当にそういうところを議論するということになると、そういう資料が必要なのではないかと。

○三橋委員長 何かそういうのを出すとか、あるいは、計算するというところに対してネガティブな、否定的な話はあるのですか。

○諏訪委員 今年度から新制度に伴って、システム改修もしているところで、すぐにどういう形で、私直接、すいません、システムに詳しいわけではなく、申しわけないですが、すぐにはお答えできないところではあります。まあ、ちょっと検討させていただくような形は考えていきたいと思います。

○三橋委員長 宮田さんのおっしゃるのは、第1志望が父母のニーズが一番出ているところじゃないか、そういうことですよ。それが出てくるといいんじゃないかと。

○宮田委員 というのが、ちょっと古い話ですが、長女が保育園に入ったときに、けやき、今、線路側に移動しましたが、前のときに、わざわざ結構遠くのほうから来ている方がいて、「何でそんな遠くのほうから来てるの？」って聞いたら、「ほかのいろんな園を実態見たけど、けやきが一番園庭が広かったから」という意見が一番多かったんですね。ここだったら園庭で遊べるから。

私は家から一番近かったというだけで選んだので、ほかの園は全然見学とか行かなか

ったんですけど、いろんな園を見た人たちが言うには、「けやきが一番広がった。だからここにした」という意見がとても多くて、その絡みで、けやきが移転するとなったときに、園庭が削られるとなって、すごいもめたんですね。なので、園庭があったほうがいいのかというのは、多分、昔から、10年以上前からお母さん方のニーズだと思うんです。

「園庭がないけど、近いからいいか」というのは、やはり近いから仕方がないという形で入れている方のほうが多いんじゃないかなって思うので、さっきの話に戻っちゃいますが、園庭はやはりあって当たり前というわけではないですが、幼稚園にもあるし、園庭がないということ自体が多分、自分たちの育ってきた環境を考えても、園庭がないということが、多分想像がつかないから、園庭がある園をみんな第1希望にするんじゃないのかなって思っているんで、やはりちょっと、第1希望の人数はどれぐらいなのかというのは知っておく必要があるんじゃないのかなって思います。

○諏訪委員 保育課の諏訪です。

こちらに関しては、あくまでもお申し込みをされた方に対して、「こういったお申し込み状況があります」とお知らせするもので、これをごらんいただいて、ちょっと希望園の追加、変更するような時期を取っているような状況です。

第1希望に関して抽出するという点に関しては、まあ、できなくはないかなというところは、私だけは思っています。で、申しわけありませんが、職員おりますので、ちょっとその辺、検討させていただきたいというきょうのお答えでよろしく願いいたします。

○鈴木委員 ちょっと追加で発言させていただきたいのですが、園庭の話がございます。園庭のあるなし、いろいろご議論あると思うんですね。我々のところに「保育園つくってほしい」という声が、待機児が多い中で相当寄せられるのです。その中で、やはり駅のそばにつくってほしいというのがすごく多いですね。例えば、「どこかのビルの中でもいいからつくってほしい」みたいな話も結構いただくところなんですね。

そういうものもありますので、皆さんおっしゃっていることは理解できるし、我々もよくわかっているところではありますが、そういう園庭のない保育園でも、ないというか、代替の施設を活用している保育園であっても建ててほしいという要望はすごくあるというのは、ちょっと発言させていただきます。

○川村委員長 それでは、よろしいでしょうか。ほかによろしいですか。

それでは、以上で、平成26年度小金井市公立保育園父母の会、意見・要望等についてを終了いたします。

次に、議事の(4)当面の課題を議題といたします。
職員の配置状況についてご説明をいたします。資料66。

- 諏訪委員 はい、すいません、保育課、諏訪です。
- 今回もまず、差しかえということで、大変申しわけありません。前回2月24日にお配りした資料につきまして、資料61ですね、わかたけ保育園に関して欠落してございました。ということになりますので、当然、すみません、不足人数がふえていた状況ということでございます。
- また、今回お出ししました、3月24日付の不足人数については、資料66のとおりとなります。こういった形で、毎月、臨時職員に関して変動が生じているところではございますが、どうしても、その場、その場の対応が追いつかなかったことということは保育課として十分受けとめており、また、職員課とも連携を取ってやってまいりたいと思います。
- 資料については以上でございます。
- 三橋委員長 ちなみに、4月1日の状況はどんなことになりそうなのかしら。日々刻々と変わると思いますが。
- 諏訪委員 4月に関しましては、こちらとはまた、継承される雇用と、そうでない雇用、また、新たに発生するもの、ちょっとそのあたり分かれてきますので、それに関しては、入り繰りございまして、現在調整中ということでございます。
- ただ、職員課のほうも、かなり努力もしている中で、大幅にはというところは聞いております。
- 三橋委員長 大体似たような状況ではないかという感じですかね。
- 諏訪委員 若干いい方向性に向かっているのではないかと現在思っております。
- 川村委員長 何かございますか。
- 寺地委員 職員募集配置状況とあって、このことですが、議事に入っていなかったのもので迷ったのですが、新しくできる審議会のことをちょっと入れてほしい。
- 三橋委員長 それは入れる予定ですよ。
- 寺地委員 そうですか。ではいいです。
- 川村委員長 それでは、配置状況についてはこれでよろしいでしょうか。
- それでは、過日行われました審議会の厚生文教委員会でも、保育業務の総合的な見直しについて、今後どのように進めていくのかという質疑等もございまして、部局といたしましては、この間、労使の協議、公立保育園の運営協議会を行っている状況で、一定の議論はされてきているというふうに認識しているところではあります。労使協議も行って、協議期間を延伸するという覚書も取り交わした中で、ただ、公立保育園の運営協議会は、ご利用者、保護者の方の立場でさまざまなご意見等をいただいている場でありまして、前回のこの会議でも、公立保育園だけではなくて、小金井市の保育行政全体

を考えていく必要があるのではないかというご意見等もいただいた中で、市の保育行政に関するビジョンを策定していかなければならないというふうに考えているところでございます。

体系的な保育行政に係る考え方をお示ししていきたいというふうに考えておりますが、ユーザーの皆様だけではなくて、広くご意見をいただきたいというふうに考えておまして、この協議会とは別に、仮称ではありますが、保育検討協議会というのを設置したいというふうに考えております。これは市の要綱で設置をして、ご意見を聞く場であるというふうに考えてございます。

一応、今、議会中でありまして、委員報酬等につきまして、有識者等も含まれる会議ですので、謝礼等も予算化しなければならないので、この定例会のほうに予算を計上しているところでございます。予算が可決しましたらば、準備を進めていきたいというふうに考えております。

この運営協議会は、これまで同様に続けていきたいというふうに考えてございまして、並行して進めていきたいと考えております。

以上です。

○岡崎委員 委員長、すいません、岡崎です。

もう一度、何を話し合うのか(笑)。私見ですが、運営協議会、保間協と、あと、二つ三つありますよね。大体何か、入ってくる情報が、子ども・子育て、大体同じような内容に終始しているような気がして、それでまたつくるんだと思っちゃったのですが、もう一度、具体的に検討事項を教えてください。

○川村委員長 今おっしゃったのは、保間協とおっしゃいました？

○岡崎委員 いやいやまあ、いろいろありますよね。いろんな委員がありますよね。運営協議会。

○川村委員長 子ども・子育て会議というのは、「のびゆくこどもプラン」という市の計画ですが、これは新しい法律のもとに市町村に義務づけられて、事業計画をつくりなさいという、その中で、小金井は「のびゆくこどもプラン」があるので、26年度が終期を迎えますので、新たな計画もあわせてつくりたいという、これは事業計画を策定する会議として条例設置をしているものなんです。で、今年度中に、先ほど写しを出しましたが、この事業計画を策定をする、これは子ども・子育て会議というものです。

運営協議会は、これは保護者の皆様の協議会です。これは、所掌はいろいろありますが、当面の課題であるとか、かなり、日ごろの皆様のご意見も伺う会議であって、これは今まで無かった会議ですので、これは皆様の会議として存続していきたいというふうに考えております。

当然、公立保育園のご利用者だけの会議ですから、その会議で公立保育園だけの話を

することにもならない。民間さんの保育園の話もなかなかできないという中で、広く市民の方のご意見も聞いていきたいというふうに考えていまして、市がこれから一定の考え方を持って、それを皆様にお示しをするのと一緒に、公立保育園の運営協議会の保護者の皆様以外の組織にもお示しをして、広くご意見を伺いたいというふうに考えております。ですから、そこで決めるとかということではなくて、市の一定の考え方をお示しをして、ご意見を伺いたいというふうに思っています。

○岡崎委員 それが新しい検討会ですか。

○川村委員長 はい、そうです。

○岡崎委員 どういうメンバーで構成される予定なんですか。

○川村委員長 今後、要綱等で決定しますが、学識経験者、あとは、公立の父母の方もお入りいただきたいというふうに思っていますし、あと、公立保育園以外の、市内にはいろいろな保育施設がありますから、その代表の皆様、あるいは、市民の公募の皆様、子育て関係団体の代表の皆様がお入りいただければいいなというふうに考えております。

○岡崎委員 で、保育の質、小金井市の保育の質を。

○川村委員長 保育の質ではなくて、保育行政です。

○岡崎委員 保育全般を。

○川村委員長 はい、そうです。

○岡崎委員 お話し合う。

○川村委員長 はい。お話というか、市が行って考え方をお示しをして、ご意見をいただきたいというふうに考えています。

○片桐委員 質じゃないということになると、ハード面のことを話すということ、そういう認識でいいですか。

○川村委員長 保育の質というのは当然、話をする過程で出てくるものだというふうに思いますので、保育の質についてお話をするというのも当然あるかと思いますが、皆様からも、小金井市の保育行政について方向性がないじゃないかというふうにご指摘もいただいている中で、一定、市としてもきちんとした考え方を持っていきたいというふうに思っています。

○宮田委員 それ、ここで示せばいいんじゃないですか。

○片桐委員 それはハード的なことを示すということですか。

○川村委員長 当然こちらにも示しますよ。示しますけれども、公立保育園の保護者の皆様だけの会議ですから、これはこれで大事にしていきたいと思っています。

○片桐委員 私、以前にも言ったと思うけど、公立保育園のことだけ考えて議論しているつもりはないということは再三申し上げたと思います。なので、今回だって、園庭のない保育園のことについて話しているわけじゃないですか。公立保育園は園庭あるわけでしょ。な

い保育園がどういうことなのかということにも触れようとして、触れてきているわけじゃないですか。

要するに、公立保育園のことだけ考えて、何か公立保育園が変わるなんてことないだろうし。そういう立場だというふうに川村委員長が言ってたと僕は認識しているのですが。

当然、利用者としての意見も言うけれども、利用している側からだけの議論なんかしているつもりは僕は全くなかったし、多分皆さんもそういう、私の子どもがこうあればいいという議論ではなかったんじゃないかなと思うんだけど。

そんなこと言ったら、僕、悪いですけど、ことし1年黙って過ごしたってよかったんですよ。僕はこれで保育園お別れですからね（笑）。わざわざ自分の時間を割いて、仕事の調整して、ここに出てくる必要なんか全くないです。小金井の保育園のことを考えてるから出てきているわけで、公立保育園のことだけ話しているつもりなんて全くないですよ、言わせてもらえば。

○宮田委員 だって、ここで言ったじゃないですか。「公立保育所は、市保育行政の方向性に沿った保育を提供する」って。ということは、市の保育行政の中心をここは担うわけですよ。そうしたら、ここで話していることは市の考えをみんなで検討してるんだから、何もそんな学識者とか何か、ほかの人たちを入れるんだったら、今ここに入れればいいと思います、私。どうしてここに入れずに、ほかにやらなきゃいけないのかというのが、私はわからないです。

○川村委員長 そもそもここは公立保育園の保護者の皆様の会議ということで立ち上げたものでありますので。児福審の答申の中にも学識経験者を入れた会議の立ち上げというのも答申の中にあり、改めて会議を立ち上げたいというふうに考えております。

○岡崎委員 そしたら、ちょっと言うか迷ってたんですけど、今年度最後なんで（笑）、私4月からですけど、12回目ですよ。もう残り12回しかないんですよ。それで、中間レポートみたいなものって上げるべきなんじゃないかなと思ってて、十数回、きょう17回目ですよ。

私がこんなこと言っちゃいけないんですが、あんまり書く内容ってないんじゃないかなと思います（笑）。そうすると、本当に残りの12回で何を話すの？運営協議会って何を話していくべきなのかというのを再認識する必要があるんじゃないかなと思うんですよ。

片桐さんおっしゃったように、みんなそういうつもりはないのに、当局側が、いやもう、公立だけいいのよというのだとすれば、来年の12回はちょっと、何か、20年ぐらいかかっちゃいそうかな、みたいな（笑）感じがしないでもないの、そこのたてつ

けをもう一回はつきり共有したほうがいいんじゃないかと思いますが。

○三橋委員長 岡崎さんの言うところ、本当僕も、僕自身が委員長をやっていて、そういうことを言うのもちょっとどうかなというところではありますが、おっしゃるとおりだと思います。

一応、最初の予定であれば、27年4月の段階には何か結論出して、新しいことをやりたいというぐらいな話も市からは聞いていました。一方で、いや、そんな簡単に終われるわけないでしょう。ちゃんと市のほうがしっかりと考えなり、細かい論点なり、こちらの要求した資料なりというのをちゃんと出してもらって、それでも2年ぐらいの期間ではなかなかできないのではないかということからスタートして、覚書のところでは、お尻は決めずに、スケジュール案を出すのはいいけれども、覚書にはお尻を切ったような議論の仕方はしていいというような形で始めてはいるんですよね。

その結果として、やはり、予想どおりというわけではないですが、なかなか議論が、資料もなかなか難しいという中で、こういう状態になっていると。

こういうペースでやったら、多分相当時間がかかるのはおっしゃるとおりで、この中でも、それぞれ保育の質の議論でもそうですし、今までこういった論点とかが出ているので、市の考えに対して、ちゃんとしたしっかりとした考えはこうです、みたいなものはなかなか出せないなりに、論点はこうだったとか、こういうところを議論したというところに中間はできるのではないかと。論点メモみたいなものをまとめることはできるのではないかと考えているので、それはちゃんとまとめていかなければいけない。

でない、一方的な意見が結構いろいろなところから出ているので、そちらの意見が全てみたいな感じで思われてもちょっとどうかなというところがあるので、こちらのほうとしても、こういった論点がいろいろあるんだよというところを示さなければいけないなというところはずっと思っている。

それはちょっと、すいませんというか、事務局なり、委員長なりとしてやらなければいけないところで、それは来年の本当早いタイミングで、委員長がきょうでかわる話、市のほうの部長さんがかわる話が後で出ると思いますが、その中でもやっていかなければいけないなと思っはいます。

一方で、新しい運営協議会の話に関しては、僕が話す前に皆さんの意見を一通り聞きたいなと思っはいるので、ほかに、もし寺地さんとか、意見とか。

○寺地委員 ほかの方から。

○三橋委員長 あります？

○本多委員 保育業務の総合的な見直しについて、具体的な提示とか何も受けない中でずっと進んできて、またほかで議論するということになる、この運営協議会で何を話せばいいの？という、自分の立ち位置がわからなくなるというのがありますし、新しい審議会

とここの違いというのは何なのというのをちょっと思います。それでまた1年続けていく意味は何なんだろうという。

○寺地委員 片桐さんおっしゃるように、仕事やりくりして、子どもの預け先やりくりして来るので、暇で集まっているわけではないので、新しい協議会で何か決めるんだったら、では、この場は何か形だけなのかなと思うと、「ことしでやめますけど」という方はいますが、あと1年続けるモチベーションが続かないし。

「次、では何を話しましょうか〔って、園長先生のほうからもネタがなくなって、「保護者の方どうですか?」と振られるような会議で1年12回やるのってどうなんでしょうというのが本心ですが。

さっきおっしゃったように、このメンバーに新しい有識者を加えてやるというなら、私たちがまた新しい話し合いができるのかなと思いますが、もう一つ別につくるというんだったら、こことここの関連性とか、多分両方部長さんがお出になると思うので、部長さんが両方に情報共有するという形にするのか、それもすごく、部長さんも両方会議にお出になって時間もったいないなと思いますが、その二つの意味と関係性と説明していただかないと、あと12回どうするの?ってみんな思うと思いますが。

○川村委員長 そうですね。保育業務の総合的な見直しということで、最初にご提案させていただいた、その中の資料等も満足にお出しできていないという中で、それは協議ができなかったというのは非常に申しわけなく思っています。

27年度ですが、もっと具体的な市の提案を、これは私のほうではっきり申し上げられないのですが、今の提案を別の形の提案にということも、これは一つ視野に入れていきます。新たな提案をお出しするという形で。それで具体的にお話を進めていきたいというふうに考えています。

○寺地委員 それはこの場でということですか。

○川村委員長 そうです。この場でもそうですし、新たな協議会。ですから、これはあくまでもご利用者の運営協議会であって、これは私は非常に意味があるというふうに思っているのですが、皆さんはそういう認識がなかったということなんでしょうか。

私は今まで、公立保育園の保護者の方が一堂に会して協議をする場というのがなかったので、これはこれで非常に私は意義があったというふうに思っていますし、これまで施設見学も行ってきましたし、現場の声もお聞きいただいたり、いろいろな課題についての話もしてきた中で、私は一定この協議会は意味があったというふうに私は思っているのですが、皆さんはそのように思っていない。

○三橋委員長 いや、意義がないとか(笑)。

○宮田委員 意義がないとは言っていない。

- 本多委員 意義があるのであれば、この話したことを新しい会議に生かせばいいんじゃないですか。全く新しく始めてしまったら、ここで話されたことが理解されないまま進んでしまって、全く意味がない。
- 川村委員長 そうですね。おっしゃるとおりですね。ですから、あくまでも、今何も成果品がまとまったものがないですが、それもまとめてつないでいけるかなというふうに思っていますし、逆に、新しい協議会なり労使協議で進んだ内容をこちらのほうで具体的にお話をいただく場面が出てくるかなというふうに思っています。今後はもっと具体的なお話を示しできるようにしたいというふうに思っています。
- 三橋委員長 寺地さん。
- 寺地委員 具体的な提案、ある一定、方向性があるんでしたら、今さわりだけでも説明していただきたいのと、あと、予算がつく審議会と予算がつかないこの協議会の違いで、どちらのほうの決められたことが重要視されるのかということと、それから、意味を持っているとおっしゃるんだったら、やはりここに新しい人たちを入れるべきであって、公立の人も入れるというお話でしたから、今。
- それから、新しい審議会の話す内容には、保育業務の見直しに委託の是非が入るのかということと、それから、公立の先ほど話した役割ということも入ってくるのかということとをまず聞きたいなと思っているのですが。
- 川村委員長 具体的に諮問をする機関ではないというふうに考えています。ですから、何かを諮問して答申をいただくという、そういう会議を想定はしていません。ですので、市の考え方をこちらにお示しも当然していきたいというふうに思っていますし、新たなメンバーさんの会議にもお示しをしていきたいというふうに考えています。
- 寺地委員 何を示すんですか。
- 川村委員長 市の考え方です。
- 寺地委員 市の何の考え方、もっと具体的にどういった考え方。
- 川村委員長 保育行政。
- 寺地委員 内容は説明できるかと思うんですけど。
- 川村委員長 保育業務の見直し、運営形態を見直すことによる財政的なメリット、それも一つあります。あと、公立の役割、民間の役割、その部分もあります。
- 寺地委員 だから、そこには委託の是非が入ってくるのかということですか。
- 川村委員長 是非を問う場ではないというふうに思っています。
- 寺地委員 全くこの是非は問わないとお考え。
- 川村委員長 そういうふうに考えています。はい。
- 鈴木委員 条例設置の審議会と異なっています。こちらの運営協議会も要綱設置ですね。今回、

保育検討協議会、仮称ですが、要綱設置なんですね。要綱設置の会議に諮問、答申の形ではできないんですよ。

最近、国のほうでは同様の会議を懇談会みたいな言い方をするんですね。ご自由に意見をいただいて、我々行政はその意見を参考にしながら、決定していくという位置づけの会議なのです。

先ほどから出ている子ども子育て会議、あれは条例設置ですが、そちらのほうには諮問、「こういうことについて議論して、結論出してください」という形でできるのですが、今回は要綱設置になりますから、そういう委員会ではございません。参加される方がそれぞれ意見を自由に述べていただくという考え方です。何か決定する場ではない。

○岡崎委員 この場もそうなんですよ。

○鈴木委員 そうです。こちらも同じ要綱設置ですからね。

○宮田委員 そうしたら、やっぱり新しくつくる意味がよくわからない。何でそんなみんなの時間を割いてまで、ここに入ればそれで済む話な気がしてならないのですが。公立を入れると言いつつ、民間の方を多くする意味がまたそこもわからないし、ここで話していることは、小金井市の保育全般を話していると私は思っていたので、何でわざわざ分けて話をするというのが、とても不思議に逆に思うのですが。

そもそも、この話し合いをしたときに、公立保育園のことを話すると言いながら、小金井市の保育全般のことを話していたので、どうしてここに民間の方々を入れないんだろうと私はずっと不思議に思っていて、で、民間の方たちはまた別に、市民の意見、保育園ユーザーじゃない市民の方、それから、保育園のユーザーじゃない学識経験者、で、民間保育園の認可の方、それから、認証の方とか、一般の私立の保育園のユーザーの方が入った会議と、何でわざわざ公立を分けるかなというのがとっても不思議で、わざわざ分けて設置する意味が私は聞きたいのですが。

○川村委員長 そもそも、この公立保育園の運営協議会は市の要綱で設置していますが、公立保育園の事業運営のサービス向上に資するために設置をするという、こういう設置目的があるんですね。ですから、ここでは公立保育園における保育サービスの現状の確認、評価に関する事項、保護者が求める保育事業に関する事項というような内容を所掌事項としていますので、そういう内容でご協議をいただいていると思っています。

○三橋委員長 平行線だと思うんですよ。僕自身も、説明をお聞きして、腑に落ちない。僕自身、ここを最初に立ち上げるとき、五園連に最初に声かかって、いろいろ検討してという中で始めたわけですが、そのときから、こういうのを立ち上げるといったときに、児福審の答申の話だとか、ほかの方のメンバーを入れるかとか、委員を各園1人にするか、2人にするかとか、あるいは、公開するのかどうかとか、いろいろと論点がある中で、意見

交換をする中でこういうのが最終的にできてきたというふうに認識しています。

でも、結果的に、皆さん言うように、我々、自分たちだけのメンバーになりましたが、自分たちだけのことを議論したつもりは全くなくて、やはり小金井市の保育なり、そういったことをちゃんと考えていこう。公立保育園の役割を考えつつ、それによって小金井市全体のことを考えていこうという話で始めています。

その中で、細かいニーズの話なども当然ありますが、でも、まずは総合的見直しというのが出されて、それに対して、もっと大きな、待機児童とか、そういうのを含めた大きな枠の中で、かつ、それをあえて公開にして、市側からはもちろんのこと、市民全般の人に見てもらって、我々がひとりよがりのことを議論しているんだったら、それはそれで市民のほうから意見が出てくるなり、あるいは、意見をどんどん出してもらってもいいような形にしているというところからしてもそうですし、皆さんおっしゃるとおり、ここの中にいろいろな有識者の方とか、民間の方とか入れていただいて議論するのは全然やぶさかではない。

もっと言ってしまうと、いろいろと、過去こういう議論の仕方になっているというか、そうなっているのも、別に、新しい会議体で新しい知恵を出していただくのと同じように、ここでも知恵を出していただけるというか、知恵が出てくればそれで議論するだけなので、あえて別に分けるところというのは、僕もやはり腑に落ちないというか、よくわからないところがあります。

もっと言ってしまうと、子ども・子育て会議があって、メンバー、さっきの会議だとほぼ子ども・子育て会議のメンバーとダブるんですね。保育行政なり、子育て団体なり、学識なり。公立の父母というのは、今であれば枠はないですが、子ども・子育て会議には、ただ、実際、公立の父母も入っていますし。そういったことも含めて、どうしてそういったような形でやるのかということというのは、僕自身も正直腑に落ちないところがあります。

という中で、書いている文言をそのまま読んでいただいたりとか、それはそれで一生懸命ご説明されているというのはわかるのですが、やはり実質的に何が、どう違って、どこが、どういうふうに議論していくのか。お互いに議論して行って、違った結論なり、違った議論になったら、誰が、どう調整するのかということも含めて確認をさせて頂きたい。今までの議論の中では、逆に、子ども・子育て会議がここで同じような議論をしていたら、無駄だよなというか、それをうまくちゃんと反映させましょう、ぐらいの話でしたので、あえてちょっとそれを別の場に分けて、同じような素材を議論する理由はなんでしょうか。

それは多分、メンバーが違うだけですと言っているだけに聞こえるので、メンバーが

違うだけの議論を別のところでやるというのも、普通に言ったらあり得ない話だと思います。

○片桐委員 後で知らない人が見たら、ここが民間や有識者を拒否したみたいに見えると思うんですよ。同じことを議論するということになるよね。

さっきの資料63であったみたいに、時代的背景を知らない人がそれを見れば、どんなふうにも解釈できるようになるわけじゃないですか。さっきの園庭の問題と一緒にすよね。そういう時代的背景があって、現存するものを大事にするという意味で、ああいう条項になったはずなのに、そういう時代的背景を知らないで見ると、後で出た、平成13年に出たみたいに、こういうふうにあるんだから、「園庭なくてもいいから、とりあえず待機児童を解消しなさい」というふうに使われるようになるわけじゃないですか、それは。

だから、この後10年とか20年とかたつたときに、その二つの、利用者だけの会議と、そうじゃないいろんな人が入っている会議で、同じような内容を話しているというふうになったら、普通の人が見たら、ここが拒否したふうに見えますよ。

だって、誰も議事録なんか見やしないんだから、そんなもの。わざわざひっくり返して17回も読まないですよ。

○宮田委員 今、公立保育園のサービス向上のことを話し合う場だと言ったのですが、話しましたっけ、そんなこと。私今聞いてて、あれ、そんな、公立保育園のサービス向上のために何かみんな、ああでもない、こうでもないって言ったっけな。それだったら、もっと具体的に、公立保育園の夜間の延長保育だとか、そういうことをもっと突き詰めて話すればよかったと今ちょっと思っちゃったんですけど。

何のために小金井市の、公立保育園は小金井市の保育の中心を担っているから、ここがよくなれば周りがみんなよくなると思ってそれを話してきたはずなのに、どうしてそんな今さら「公立保育園のサービスの話をする場です」と言われなければいけないのかしらとちょっと思っちゃって、もっとだったら、「では、どうやったら公立保育園がもっとよくなるのか」という話に終始すればよかったって、今すごい後悔しているのですが。

○三橋委員長 そういう議論をしちゃいけないわけではないし。

○川村委員長 現状確認と言いましたけど。現状確認。

○未や退院 現状確認？

○川村委員長 ですから、保育の質等も、園長のほうからのお話もあって確認はできたはずですよ。サービスという意味では。あと、施設見学等も行きましたし、民間の保育園、公立の保育園、その違いも施設見学で確認されているというふうには私は思っています。

○三橋委員長　それが意味がないとか言っているわけじゃない。それ自体は意味があるし、保育ニーズだって、保育のサービスだって、我々のアンケートとかを通じて話したりとか、今後もあるだろうということはあるのですが、それもこれも、最終的には自分たちだけのためにやっているというつもりは全くないので。

○川村委員長　でも、まずは公立保育園の質を考えていく中で、その確認というのは大事だというふうに私は考えていまして、そこは1年でやってこれたなというふうに。

○三橋委員長　もちろんそれで。

○宮田委員　それはいいんです。

○川村委員長　それはいいんじゃないかと思っているんです。ですから、この後、やはり市が具体的な提案をお示しする段階になってくるのかなというふうに思っています、それについてご議論をいただく場としてもここは活用できるかなというふうに思っています。

それは運営形態の見直しに直接関係することになるかもしれないですし、質の部分で、あと、公立、民間の役割、当然そこに言及されてくるかなというふうに思っていますので、今後その辺については具体的なお話をさせていただく場になるというふうに思っています。ですから、あくまでも公立のご利用者の方の、これはご意見を伺う場というふうに私は認識しています。

○岡崎委員　そういうマイルストーンがもう何かあるって感じですよ。

○八下田委員　そうしたら、新しく言及していく運営形態についての話をこの場でも出していただいて、新しい協議会に出していただいて、で、子ども家庭部の部長さんと保育課の課長さんは両方にお出になるということですよ。そうしたら、こっちではそういう話がありました、こっちではそういう話がありましたというご報告もされるんですか。

○川村委員長　当然そうです。資料も同じものをお出しできます。

○八下田委員　同じものを出して、これについて、では、向こうの会議ではここが話題になって、こういう意見が出てということをお互い、部長さん、課長さんが報告してくださるとい流れになるんですか。

○川村委員長　資料はフィードバックできますが、意見については、そこまで細かくはそこでは報告はできない。ここの会議のご意見、あとは、こちらの会議のご意見、それを市がお聞きしたいという、そういうふうなスタンスだと思います。

○八下田委員　でも、例えば、こちらで、「新しい協議会ではどういう意見が出たんですか」とか、私たちとしてはここにちょっと注目して、「ここ問題あると思いますが、新しい協議会ではどういう方向なんですか」ということが気になってお聞きしたら、それはこの場で発表してくださるとい流れなんですか。

そうしないと、こっちはこっちでこういう方向、こっちはこっちでこういう方向で、

どこで整合性というか。

- 片桐委員　でも、混ぜる気はないということですね。両方からご意見をお伺いしますだから。
- 八下田委員　というだけってことなんですかね。
- 片桐委員　そういう。
- 八下田委員　では、同じ資料を出して。
- 片桐委員　どうぞおしゃべりください。あなたの意見も聞きました、こちらの意見も聞きました。はい、私たち考えます。
- 八下田委員　ということですか。
- 三橋委員長　そうしたら、協議会にする必要はないんです。単にそれだったら、こういった場で議論する必要はなくて、ヒアリングか何かして、それでいいんです。協議するというのは、そこで意見をきちんと整理するなり、混じり合わせるかの意味があるのであって、だからこそ、こうやってみんなが面と向かって議論しているのであって。
- 八下田委員　4月からどういうふうに話を進めていくのか。
- 川村委員長　具体的な進め方については、ちょっと今申し上げられないですが。
- 八下田委員　でも、同じ資料を出して、同じことについてお話ししていくということなんですよ。
- 川村委員長　それぞれの会議のご意見を伺いたいというふうに。
- 三橋委員長　普通にいったらそれはあり得ないですし、行政のやり方なり、普通に進め方として、同じ資料を同じように出して、同じように議論して、かつ、では、違ったような意見をもらって、行政はどういう対応するんですかという問題がでます。
- 八下田委員　じゃあどうしていくんですか。
- 三橋委員長　ということだと思うんで、それであれば、きちんと、ここからここまでの議論はこちらでやる、ここからここまでの議論はこちらでやるというような整理でなかったら、会議体を二つも三つもつくることというのは、それは本来的におかしいです。
- 八下田委員　でも、同じ資料を出してご議論いただくという。
- 川村委員長　ちょっとその辺については、具体的に私今申し上げたんですが、今後の会議の運営に当たっては、そここのところ決めていくというふうに。私が無責任に今申し上げられないですが、同じ資料、全く同じものを出すというのも、今明確に私のほうで申し上げるのはちょっと不適切かというふうに思いますので、申しわけないですか、ちょっとその辺については、今、申し上げられないです。
- 岡崎委員　決定事項なんですよ、もう。
- 川村委員長　一応、予算的なもの、立ち上げは考えていますが、あくまでも予算というのは議会の議決をもって予算が確定しますので、今予定ということで。
- 八下田委員　いつですか。

- 川村委員長 あしたが最終日になりますので、あした最終的に予算が通れば。
- 八下田委員 何月からですか。
- 川村委員長 新年度からということで。新年度予算ですからね。当然、27年度4月からの予算ですから。
- 八下田委員 4月からもう会議第1回、公募がある。
- 川村委員長 いえ、それは当然、委員さんの選考等もありますから、具体的にいつというのは今申し上げられないです。27年度から始めたいと思います。
- 三橋委員長 ちなみに、予算は幾らついているんですか。
- 川村委員長 予算は、市の。
- 鈴木委員 八十数万円ぐらいですね。
- 三橋委員長 ちょっと、我々、こうやって議論続けるというか、今言ってることをまとめるなり、そういうのをしなければいけないと思うし、それ自体が意義がないとか、意義があるという話ではないと思います。
- 一方で、やらなければいけないことと認識はしているのですが、確かに、それを新しい協議体なり、そういうのとこちらとがどういうふうな位置づけになるのかということが理解できないと、しっかりした議論というか、自分たちの立ち位置がわからないのは間違いないと思うので、ちょっと今の話というのは、やはり耳を正直疑うというか。
- 岡崎委員 ちなみに、委員長、知らなかったんですか。
- 三橋委員長 いや、知ってます。議会で話があったということは、2月の段階からありましたので、あること自体は知ってました。
- 片桐委員 予算計上したということは、大分前から練られてたわけですよ。 「こういうのをやろうと思ってるけど」という議論もなく、「だったらこれしましょうよ」という議論もなく、決まりなわけじゃないですか。
- で、僕たちの名前が公開されていて、何年もたった後に僕がそれを拒否した人だというふうに思われるというふうになると、最初に名前を公開することを了解したこと自体がちょっと（笑）、つらいなと思いますけどね。
- 宮田委員 「こいつは何話したんだ」と思われるんですよ。だって、「2年もかけて何も決まってねえのか」って思われるわけですよ。
- 片桐委員 うん。
- 宮田委員 嫌だなあ（笑）。
- 片桐委員 普通、知らない人が見たら、ここが拒否したというふうに見えますよ。同じこと議論するんだったら。
- 宮田委員 「何で？」っていったら、「やっぱり公立は公立だけで固まっちゃってずるい」って。

○片桐委員 「固まって、既得権守るためにやってたんでしょ」って話になるわけじゃない、それは。そんなつもり全くないのにさ。

○三橋委員長 だからこそ、ちゃんと、そういった議論じゃないんだというところの整理なり、まとめなり、先ほど、本多さんなり、東海林さんのほうからもあったように、つくるだけつくったとして、我々のほうでそれを続けて議論するのか、新しいところでそれを引き継いでもらうのか、そういうのもちょっとよくわからないです。今のこのタイミングでは、でも、言えるのは、小金井の保育行政を考えたときに、公立保育園の話が出るのが結構中核であって、その中で、我々ユーザーとして担っているわけなので、そういった意見というのをどういった形で行政に対して伝えるのか、どういった形でまとめていくのかということに関しては問われていると思いますし、それがこの場なのか、新しい場なのか。新しい場でちゃんとした議論ができるのか。

スタート時に覚書を結んだように、何だ、委託前提だったりとか、委託は当たり前みたいな形で、それしか議論しませんという話だったら当然協議会はできなかったですし、10年も20年も議論するような進め方では困るのですが、一方で、「3カ月で出してください」みたいな形で押し切られても、それはそれで困ってしまうところなので。

そういったところも含めて、もう一回立ち位置というか、どういうふうな形で議論を進めていくのかというのは考えなければいけないのではないかと思いますので。そのあたりはきちんと整理して、報告をいただきたいなと思います。

○川村委員長 はい。その辺は整理させていただきます。

○寺地委員 でも、絶対に向こうの新しい協議会とこっちの協議体は必ずリンクして、お互いの意見を議論するということを確認しないと、やっぱここで終わって、次どうするかというふうな話にならない。

○三橋委員長 リンクする意味というのをもうちょっと具体的に言っていただけませんか。

○寺地委員 あちらの意見、本当に別でもう一個つくって、別々にやるんでしたら、あちらの意見をこちらに資料として毎回毎回出してもらって、それについて、さっき八下田さんが言ったような、向こうもこちらの一回一回の意見を資料として出してというふうに確認までしてもらわないと困る。

○三橋委員長 正直、実務的なところを言って、もちろん絶対そういうふうにしなければいけないんですよ。でも、僕が思うのは。

○寺地委員 だから、一つでいい。

○三橋委員長 でも、リンクさせる意味というのは、毎回毎回我々が言った意見というのを紙にまとめて、その紙を向こうへ出して、向こうの意見を書いてもらって、それをまとめて、わざわざこっちに出してと、何でそういうふうにしなきゃいけないのかって話ですよ。

(笑)。

- 寺地委員　　また最初に戻る。
- 三橋委員長　　そなんだったら、合同会みたいな形で、協議会できたんだったら、協議会できたで構わないので、同じ日に、同じ時間で、同じタイミングでやりましょう、みいたなほうが、まだ現実的だというふうに僕は思いますが。別に新しい会議体をつくるならつくるで、新しい人を入れたい、それはそれですが。
- 宮田委員　　別にそっちに予算がついて、私たちは予算がなくてもいいですが、混ぜていただいて、そこはもう予算がなくてもね。
- 三橋委員長　　本当すぐ横で会議やってもらって、そこで聞かれるような形で会議やればいいんじゃないか、ぐらいな。そういうこともあれですけど。
- 寺地委員　　こちらで傍聴して、意見できればもういいです。
- 宮田委員　　全然それで構わないです。
- 三橋委員長　　やっぱり紙切れで一々やりとりするのも、もったいないか、ばかばかしいぐらいな感じだと思います。もちろん議論を交えなきゃいけないというのは当然として、それを何か、どういうやり方で具体的にやるのかというのは、ちょっと整理が必要なのかなと思いますね。
- 片桐委員　　結局、いつも決まったことを持ってくるから問題なんじゃないですか。いつも決まったものを持ってくるから問題なんだと思います。議論の前に決まったことを持ってくる。
- 寺地委員　　「これ予算通ったから」と言われるだけですよね。
- 宮田委員　　「議事録公開ですから、それ見ておいてください」と言われたほうがいいじゃないですか。
- 三橋委員長　　ちょっとスケジュール的に、次どういうふうな形になりますか。今この場で全部整理されて、話ができるという話ではないと思うんですけど。
- 川村委員長　　ではないですね。少なくとも、この運営協議会はこのまま存続というふうに考えていますので、4月以降の日程は、ちょっときょう調整できなければ、また後日ということになります。調整させていただいて、検討協議会、仮称ですが、これについては、こちらのほうもまた整理をさせていただいて、まだ何も要綱もつくっていませんので、その部分については整理をさせていただいて、ご報告できるかなと。4月に開催される協議会の中ではご報告ができるようにしたいと思います。よろしいでしょうか。
- 寺地委員　　だから、こちらが一定決まるまでは、募集もするなど言いたいぐらいなんですけど(笑)。
- 宮田委員　　決定事項ですからね。納得はしてないんですけど。
- 三橋委員長　　おっしゃるとおりで、それ自体決定事項というか、決定事項かもしれませんが、我々

の意見をどういふふうにとまとめていくとか、議論していくかというところについては、我々の中で考えていく形のものであります。ただ、新しい会議体の内容次第では、協議の仕方なり、やり方なり、進め方というのは全然変わってくると思うので、それについては、我々の中で決めなければいけない話だと思いますので。

もっと言ってしまえば、新しい会議体では、公立保育園の保護者を入れるという話ですが、公立保育園の人を入れるということであれば、また我々の中でどうするかという話があると思いますから、そのところについてもちょっとまた話として出てくるし、場合によっては、参加できるかできないかという話に当然なってくるし。では、ユーザーなしでやってもらうのか、そういうのも含めてだと思っております。

- 市川委員 もう一回構成メンバーを教えてくださいませんか。学識経験者と、市民の方と。
- 鈴木委員 今、要綱をまだ確定してないんですよ。
- 市川委員 ただ、お考えになられているのは、さっき言った。
- 鈴木委員 学識、それから、民間の保育園関連。
- 市川委員 民間の保育園関係というのが、認可と認証と幼稚園と保育園、認可保育園、認証保育園、幼稚園、あとは、保育室とか。
- 鈴木委員 どこまでそれを広げるかですよね。まだそこは固まってません。
- 市川委員 と、公立保育園の父母と。
- 鈴木委員 公立保育園関係、あと、子育て関係団体。
- 市川委員 子育て関係団体ですよ。
- 三橋委員長 全部で何人ぐらいですか。
- 鈴木委員 10人ですね。
- 三橋委員長 10名。
- 寺地委員 当局の方を抜いてですか。
- 鈴木委員 その会議の中に我々入りません。行政は事務局です。
- 川村委員長 ですから、市の職員は事務局ということになりますね。
- 片桐委員 学識は何人入るんですか。一応、何となくプランはあるわけですよ、10人ということは。
- 鈴木委員 予算上全体で10人という形で取っていて、学識は2ぐらいかなとイメージしています。
- 三橋委員長 10人で80万円ということは、8回分ですね。もちろん補正とか幾らでもつけられますが、とりあえず現状の予算という形では、8回分弱ぐらいの予算。
- 鈴木委員 そうですね。回数はそういう形ですね。
- 三橋委員長 8回です。8回で結論というか、議論するとか。

多分これ以上言っても、出てくるものがないという形だと思うので、時間ですが、今の皆様のご意見は、至極当然というか、僕自身も、何度聞いてもそうだなと思いますので、そのあたりについては、この後も逐次確認していきたいと思います。

では、ちょっと次回。この問題先にやりますかね、次回。この話が先かなという感じがしますが、ただ、ちょっとメンバーとかが、若干次回は委員長もかわったりとかなるので。

日程とかないですか、とりあえず。

○川村委員長 若干休憩いたします。

休 憩

再 開

○川村委員長 それでは、再開いたします。

それでは、次回の日程ですが、4月20日火曜日の午後7時半からと決定いたします。場所は追ってご連絡いたします。

では、遅くなりましたが、以上で本日の日程は全て終了いたしました。大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

閉 会